

ほっかいどうの社会保障

2009年7月21日

北海道社会保障推進協議会

「介護保険制度の要介護認定・要支援認定に係る調査」の結果がまとまる

4月から、介護保険制度の要介護認定方法が変更となり、道社保協で認定方法変更前後での影響を調べるために道内自治体・広域連合に対して調査を実施していました。

国は「要介護認定見直し検証・検討会」を設置して検討をすすめており、急いで実態を明らかにするために一定数の回答が得られたことから「まとめ」を行いました。

調査への回答数は、62自治体（14市・45町村・2広域連合）でした。

新しい認定基準で「軽度判定」が倍以上に！

調査は、要介護認定方法の変更時を挟んで、09年2～5月の各月における審査件数（更新者）・更新前の区分に対する変更数・率を調査しました。

調査の結果、

①認定方法の変更前後で比較すると「区分が下がった」が2・3月の11.1%から5月は22.4%となり、軽度に判定された率がそれまでの約2倍となりました。

②「区分が上がった」は23.7%から22.2%へと若干下がりました。

③「区分が下がった」人の中で、要介護から要支援になった人は2・3月分と5月分では各々24.4%と22.4%で若干の差でしたが、「非該当」になった人は2.6%から8.7%と約3倍に増加しました。

今回の調査から、介護度がこれまでよりも低く出るという指摘や懸念が事実として裏付けられました。

	09年2・3月			09年4・5月			再掲～5月分		
	市部	他	全体	市部	他	全体	市部	他	全体
区分が上がった	23.3%	24.9%	23.7%	22.9%	21.6%	22.5%	23.0%	19.9%	22.2%
区分が変わらない	64.8%	66.2%	65.2%	59.6%	60.6%	59.9%	55.2%	56.2%	55.5%
区分が下がった	11.9%	9.0%	11.1%	17.5%	17.7%	17.6%	21.8%	23.9%	22.4%

4月以降の新規申請者は新しい認定方法により、従来よりも低い要介護度となります。また、更新申請者も、経過措置期間中の救済であり、措置期間が過ぎるとサービス限度額が低く抑えられ、必要なサービスを受けることができなくなります。

経過措置の希望調査もきわめて不十分な実施状況！

国は、実施前の批判に対して「軽度判定になった場合に、本人が希望すれば申請前の介護度に戻す」という経過措置をつくりました。

調査の結果、希望調査は4・5月分の申請者に対して6割弱にしかな行われていません。これは、「経過措置」が4月17日からの実施となったことや各自治体での徹底の不十分さによると思われます。

経過措置を「希望する」とした人の内、98%の人が「軽度になった場合は申請前の区分に戻す」ことを希望しています。区分が下がってサービス限度額が低くなることへの不安の反映であると考えられます。

また、区分が下がった人の内、経過措置を「希望しない」としたため、軽度のままになった人は希望しない人の21.9%になりました。

現在、国は検証期間として調査も行っていますが、介護認定方法を取りあえず元に戻し、利用者の実態に即した認定方法に改めるべきです。

調査結果を記者会見～5紙が報道

16日に道庁の道政記者クラブで記者会見をおこないました。会見には、吉岡事務局長、甲斐副会長、石井かりぶあつべつ施設長が参加しました。

翌日には5紙が報道しました。（「道新」「赤旗」「読売」「毎日」「日経」）また、17日には北海道医療新聞からの取材がありました。



「介護調査のまとめ」全文と調査集計表は、道社保協のホームページでご覧下さい